

2023年4月18日

学生各位

課外活動に関する留意事項

学生センター長 椋山健二

2023年4月18日以降における課外活動では、以下に記載する事項に留意して行動してください。本内容は、2022年10月24日に発信した「新型コロナウイルス感染症に係る課外活動制限の解除について」で示した事項を見直したものです。ただし、コロナ禍は解消してないことから、学生の皆さん各自で適切な感染対策を継続するようお願いします。課外活動を実施するにあたり、法令を遵守し、社会倫理に則り、芝浦工業大学の学生として自覚とプライドを持って行動してください。

課外活動に関する留意事項：

2023年4月18日(火)以降について、全ての学生団体を対象として、課外活動を実施する際に留意すべき事項を示します。

- ・学内での通常の活動について、事前の届出は不要である。ただし、各団体で参加者名簿を含む活動内容を記録して保管することを推奨する。事後に記録を確認し、活動内容の改善に役立ててもらいたい。
- ・学内での活動（本学団体主催のイベント、公式戦や練習試合等を含む）に学外者（卒業生、応援や見学のための保護者や一般の方を含む）が参加する場合には、「活動届（学外者の概要を示す）」を学生センターまたは学生課へ事前に提出して確認を受けること。また、活動の実施後には、「活動報告書（参加した学外者の概要を示す）」を提出すること。
- ・学外での活動（合宿や公式戦等を含む）については、「学外活動届」を学生センターまたは学生課へ事前に提出して活動許可を得ること。また、活動の実施後に「活動報告書（参加者名簿を含む）」を提出すること。
- ・「活動届」は、活動の2週間前までに、顧問から学生センターまたは学生課へ提出すること（顧問不在の団体については、複数名の執行部役員で精査し、精査した役員の連名で提出すること）。
- ・学内で活動できる時間帯を原則として8:30～21:00とする。それ以降は片付けのみができる時間とし、必ず22時までに全員が下校すること。ただし、施設や設備、教室等の貸し出しは各キャンパスの規定に従う。なお、徹夜を含めて指定時間外の活動が必要となる場合には、前もって学生センターまたは学生課へ相談すること。活動が必要な理由、社会情勢や学内状況等を勘案し、学生センターで可否を判断する。

※ 活動届のフォームは以下で入手可能

https://www.shibaura-it.ac.jp/campus_life/guide/document.html

感染予防のための注意事項：

- ・新型コロナウイルス感染症は2023年5月8日に5類感染症へ変更となる予定であるが、その前後ともに、感染予防に配慮した慎重な行動が求められる。
- ・一般的に感染リスクが高いとされている活動は避けること。他団体や一般学生、関係者等から学生センターへ是正の要望が届いた場合、活動を差し止めることもあるので、各団体で活動計画を十分に練ること。

- ・会合や会食においては、十分な感染対策を講じること。特に、飲酒を伴う会合やカラオケは、少人数であっても感染リスクが高いことが知られている。社会的に無責任と見なされるような行動をしないこと。
- ・活動では密を回避し、屋内では適宜に換気を行うこと。マスクの着用は屋内外ともに任意であり、場面に応じて着脱を自分で適宜に判断すること。
- ・発熱や咳、のどの痛み等の症状がある場合は活動に参加せず、所属する学生団体の執行部に報告するとともに、自宅療養とし、医療機関や学生・教職員健康相談室に相談すること。
- ・感染対策や安全対策に関する懸念等があれば、最寄りの学生課で相談すること。
- ・合宿では、感染リスクの高い行動を避け、移動時や食事・就寝等での感染対策も徹底する。また、参加者は大学に届け出ている保証人（両親等）の同意を得ることを必須とする。
- ・5類への変更前に新型コロナウイルス感染症の陽性者または濃厚接触者となった場合は、学生・教職員健康相談室へ報告し、その指示に従う。一方、5類への変更後は、陽性者となった場合に学生・教職員健康相談室へ報告し、指示に従う。

以上

学生各位

新型コロナウイルス感染症に係る課外活動制限の解除について

学生センター長 梶山健二

新型コロナウイルス感染の現況に基づいて学生センターで検討し、学生の皆さんが各自で適切な感染対策を講じる前提で、10月24日からの課外活動制限を解除します。以下に記載の内容を熟読した上で、法令を遵守し、社会倫理に則り、芝浦工業大学の学生として自覚とプライドを持って、有意義な課外活動を実施してください。

制限の解除：

学生各人が適切な感染対策を講じる前提で、2022年10月24日(月)以降について、全ての学生団体に対して課外活動に対する制限を解除します。ただし、コロナ禍が継続していることから、皆さんが安全で適正な活動を継続できるよう、以下の点に留意してください。

- ・学内での通常の活動について、事前の届出は不要とする。ただし、陽性者発生時に備え、各団体で参加者名簿を含む活動内容を記録して保管することを必須とする。学生センターから提出を求める場合がある。
- ・学内での活動に学外者（卒業生を含む）が参加する場合には（本学団体主催のイベント、公式戦や練習試合等を含む）、「活動届（学外者の名簿を含む）」を事前に提出して、学生センターならびに、感染対策局（文化会・体育会加盟団体の場合）の確認を受けること。また、活動の実施後には、「活動報告書（参加者名簿を含む）」を提出すること。
- ・学外での活動（合宿や公式戦等を含む）については、「学外活動届」を事前に提出して、活動許可を得ること（学外活動については、コロナ禍の前から許可制である）。また、活動の実施後には「活動報告書（参加者名簿を含む）」を提出すること。
- ・「活動届」は、活動の2週間前までに、顧問から学生センターへ提出すること（顧問不在の団体については、複数名の執行部役員で精査し、精査した役員の連名で提出すること）。「活動届」には、実際に部員が行う感染対策を具体的に記載することを必須とする。
- ・団体内で陽性者が発生した場合には、即時に活動を中止し、保健室、学生センター、感染対策局（文化会・体育会加盟団体の場合）それぞれに報告を行い、指示を受けること。
- ・国内の感染状況が悪化した場合には、再度、活動制限を設けることがあるので、通知を見逃さないよう注意すること。

※ 活動届のフォームは以下で入手可能

https://www.shibaura-it.ac.jp/campus_life/guide/document.html

注意事項：

- ・一般的に感染リスクが高いとされている活動は避けること。他団体や一般学生、関係者等から学生センターへ是正の要望が届いた場合、活動を差し止めることもあるので、各団体で活動計画を十分に練ること。
- ・会合や会食においては、十分な感染対策を講じること。特に、飲酒を伴う会合やカラオケは、少人数であっても感染リスクが高いことが知られている。社会的に無責任と見なされるような行動をしないこと。

- ・活動では密を回避し、屋内では適宜に換気を行うこと。屋内ではマスクの着用を基本とするが、熱中症等に注意し適宜に着脱すること。
- ・発熱や咳、のどの痛み等の症状がある場合は活動に参加せず、所属する学生団体の執行部に報告するとともに、自宅療養とし、医療機関や保健室に相談すること。
- ・感染対策や安全対策に関する懸念等があれば、最寄りの学生課窓口で相談すること。
- ・文化会・体育会の加盟団体は感染症対策局の指導や指示に従って行動すること。
- ・合宿では、感染リスクの高い行動を避け、移動時や食事・就寝等での感染対策も徹底する。また、参加者は大学に届け出ている保証人（両親等）の同意を得ることを必須とする。
- ・学内で活動できる時間帯を原則として8:30～21:00とする。それ以降は片付けのみができる時間とし、必ず22時までに全員が下校すること。ただし、施設や設備、教室等の貸し出しは各キャンパスの規定に従う。

以上